

深セン人材補助政策発表 - 粵港澳大湾区人材流動を 支援

中国税務ニュースフラッシュ

2020年7月

第16号

要旨

「財政部、税務局の粵港澳大湾区（「広東・香港・マカオベイエリア」）個人所得税優遇政策に関する通知」（財税〔2019〕31号、以下「財税31号文」）では、「広東省、深セン市で大陸と香港の個人所得税の差額に基づき、大湾区で勤務する境外（香港・マカオ・台湾を含む。以下同様。）ハイエンド人材及び不足人材に対し、個人所得税不要の補助金を支給する」と提言されました。31号文のこの優遇政策を徹底するため、2020年3月17日、深セン市人的資源及び社会保障局、深セン市科学技術革新委員会、深セン市財政局、国家税務総局深セン市税務局が、期待されていた、深センの現地事情を考慮した実施政策である「粵港澳大湾区個人所得税優遇政策の実施に関する通知」（深人社規「2020」4号、以下「深人社規4号文」）を合同で発表しました。6月30日、深セン市人的資源と社会保障局、深セン市科学技術革新委員会及び深セン市財政局が「深セン市境外ハイエンド人材と不足人材2019年納税年度個人所得税補助申告指南」（以下、「申告指南」）を発表し、深人社規4号文の規定につき、更なる解釈を行い、補助申告の具体的手続きを紹介しました。深人社規4号文と「申告指南」の発表は大湾区個人所得税補助政策の深センでの実施開始を意味しています。

本号の「中国税務ニュースフラッシュ」では、私どもは深人社規4号文と「申告指南」の主要内容に対して分析し、私どもの見解を紹介いたします。

詳細

深人社規4号文

深人社規4号文は31号文の趣旨に基づき、深センで勤務する境外（香港・マカオ・台湾を含む）ハイエンド人材及び不足人材（以下、「境外適格人材」または「申告者」）に対し、大陸と香港の個人所得税差額に基づき補助金を支給し、当該補助金に対しても個人所得税を免除します。深人社規4号文は、深センで差額補助の対象となる個人所得収入の範囲、補助を享受できる適格人材、補助計算方法、補助金の出所、後続管理監督などの面で細分化された措置を提言しており、具体的には以下の内容があります。

- 1. 差額補助の対象となる個人所得収入範囲:** 差額補助の対象となる個人所得には、主として勤務性、労働性所得が含まれ、具体的には(1)給与・賞与(2)労務報酬所得(3)寄稿報酬(4)特許権使用料(5)経営所得—があります。また、人材工程（専門人材確保を目的とした大まかな育成プログラム）または人材項目（人材不足解消のための個別具体的なプログラム）に選出された場合の補助的所得も補助対象となります。
- 2. 補助金を享受できる境外ハイエンド人材と不足人材の条件の確定:** 深人社規4号文は補助を享受できる人材の条件を基本条件と必要条件に分け、認定を行うものとなりました。両方を満たさなくては享受できません。

- 基本条件はすべて満たさなくてはなりません：
 - 1) 香港・マカオ永久住民で、香港入境計画（優秀人材、専門人材及び起業家）を取得した香港住民、香港・マカオで定住した大陸住民（大陸戸籍抹消済み）、台湾地区住民、課税所得額が基準に達した外国人¹、国外長期居留権を取得した帰国留学生及び海外華僑
 - 2) 深セン市の営業所で勤務し、深センで法律に則り納税する
 - 3) 法律・法規、科学研究倫理、科学研究誠実性を遵守する
- 必要条件は以下のいずれか一つに該当すれば足ります：
 - 1) 国、省、市の重大人材工程の入選者、広東省「人材優粤カード」の取得者、外国人就業許可書（A 類、B 類）または外国ハイエンド人材確認書の取得者及び国、省、市に認定されたその他の境外ハイエンド人材
 - 2) 国家、省、市の重大革新プラットフォームの科学研究チームメンバー及び中層以上経営人材
 - 3) 大学、科学研究機構、病院等関連機構の科学研究技術チームメンバー、中層以上経営人材または市レベル以上の研究中縦型課題チームメンバー及び市レベル以上の重点学科、重点専科のリーダー
 - 4) 認定された本部企業、フォーチュン 500 社企業及びその拠点と深セン市ハイテク企業、大型中核企業、上場企業及びハイテク育成認定企業、高成長性科学技術革新型中小企業の中層以上経営者、科学研究チームメンバー、技術技能中核メンバー及び優秀若手人材
 - 5) 深セン市重点発展産業、重点領域で就業・創業する中層以上の経営者、科学研究チームメンバー、技術技能中核メンバー及び優秀若手人材

3. 個人所得税補助計算方法の明確化: 深センで勤務する境外ハイエンド人材と不足人材に対し、大陸と香港の個人所得税の差額に基づき補助金を支給し、補助金額は個人所得項目により異なり、個別計算（総合所得に対し総合的に計算）、一括補助の形で行い、当該補助金は個人所得税が免除されます。具体的計算方法は以下の通りです。

大陸と香港の個人所得税差額 = 申告者納税済み金額 - 試算税額

試算税額は以下の方法で算出されます：

2019 納税年度	試算税額 = 課税所得額 × 15% (標準税率法)
2020 年及び以降の年度	試算税額 = 課税所得額 × 15% (標準税率法) または 試算税額 = 申告者の原始収入 ² が香港税法に従って計算した課税額 (累進税率法)

4. 実施期間: 深センの人材個人所得税補助政策は 2019 から 2023 納税年度まで適用されます。

「申告指南」

「申告指南」では、深人社規 4 号文の規定につき、適格人材が従事する具体的業界、身分条件、勤務条件、資格、科学研究誠実性及び申告審査、補助金支給手続きなど、更なる解釈を行いました。

「申告指南」では、申告者は深セン市営業所と労働（採用）関係にある、または申告者の境外雇用主が深セン市の受け入れ先と派遣契約を締結している、または深センで独立個人労務を提供する場合は、深セン市で勤務するとみなします。

「申告指南」では、申告者は 2019 年度内に、深セン市での勤務日数は 90 日間以上でなくてはなりません。深セン市での納税済み金額が「課税所得額 × 15%」以上の境外適格人材は全員補助金を申請できます（外国籍の申告者については、深センでの課税所得額が人民元 50 万以上という条件も満たさなくてはなりません）。申告者は 2019 年個人所得計算・納付結果に基づき、2020 年 8 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの間、申告システムで補助申請を行うことができます。条件を満たしたものの本年度の申請期間中において申請しなかった場合、来年度の補助申請期間中の追加申請ができます。再度期間中に未申請の場合、受理と補助はされません。

留意点

深人社規 4 号文と「申告指南」の発表は、粵港澳大湾区個人所得税優遇政策が 9 つの都市で実施されるための重要な一歩となりました³。深センの他、広州、珠海、仏山、惠州、江門、肇慶、東莞も続々と 2019 年度で享受できる個人所得税補助につき、人材認定と申告に関する具体的案内を発表しました。

深センの政策は他の 8 都市に比べ、人材認定条件及び補助計算方法などの面で相違点があり、特に補助計算方法では、その他の 8 都市は、粵財税 2 号文を参考に、補助金額を、申告者が当地で納付済みの個人所得税が課税所得額を超えた部分の 15%としています。一方、深セン市は、申告者の 2019 年納税年度も 15%を標準に税率法に基づき補助金を算出することを規定すると同時に、申告者の 2020 年度及びそれ以降の年度において「累進税率法」による補助金計算(即ち、香港税法上の累進税率 2%~17%で算出された納付金額に基づき補助金を申請する)を許可しているため、納税者は実際の状況により、自身に有利な計算方法で個人所得税補助を申請することができます。ただ、粵財税 2 号文は 2019 年 1 月 1 日より一年間試行されるため、2020 年度及びその後の年度は更なる改善も考えられます。

また、深センは(控除項目が計算されるかなど)「累進税率法」の計算方法につき細則を公表していません。私どもが添付で簡単な二種類の計算例を提示し、深センの個人所得税補助政策の理論上の影響を説明しましたが、実務上の計算方法は更なる明確化が必要です。

なお、深セン市「申告指南」では、2020 年度深セン市産業発展と革新人材賞、深セン人材発展指導専門資金、深セン本部企業人材支援資金を享受していない納税者のみが、2019 納税年度の境外ハイエンド人材及び不足人材個人所得税財政補助を申請できます。それ故、両方の優遇政策条件を満たした人材は異なる補助の優遇の程度及び申請の利便性などを考慮し、最適な案を選択する必要があると考えられます。

粵財税 2 号文で提言された二か所以上より所得を取得している人材の補助金は属地原則に基づき合理的に分担しなくてはならないのに対し、深人社規 4 号文では「二か所以上より所得を取得している場合」に関する規定はありません。申請者が深センとその他 8 都市のうちの一つ若しくは複数の都市から所得を取得し、当地の補助条件も満たした場合は、どのように申請するか、どのように具体的分担方法及び比率を確定するかは、更なる明確化が必要な課題です。

2019 年度は粵港澳大湾区個人所得税優遇政策が実施される最初の年度で、粵港澳大湾区の人材誘致には積極的指導・推進作業が期待されます。私どもは珠江デルタ 9 都市が今回の補助申請に合わせ、各市の事情も考慮しながら政策の不明確な箇所につき規定を策定すると同時に、政策を適時に調整し、境外人材の税負担を確実に低減することを期待しています。企業と個人も、政策の特典を十分に享受するためには、大湾区内の政策動向を注目し、人材配置、税務、給与及び全体業務の整合性を十分に検討しなくてはなりません。

注釈

1. 「申告指南」によりさらに明確化されたが、外国籍の申告者は深センでの課税所得額は人民元 50 万元以上でなくてはなりません。
2. 香港税法により規定された免税条件、従業員が非現金または実費精算の形で得た福利を含みません。
3. 珠江デルタ 9 都市のうち、深セン以外の 8 都市(広州、中山、江門、東莞、珠海、肇慶、惠州、仏山)は 2019 年下半期に各市の実施政策を発表しました。私どもはこれまでの一連の「中国税務ニュースフラッシュ」でそれぞれ粵財税 2 号文及び広州、江門、中山の人材個人所得税補助政策の重要な内容に関する見解を紹介しました。詳しくは、「中国税務ニュースフラッシュ」2019 年第 20 号及び第 28 号をご参照ください。

添付

2020 及びその後の納税年度は、申告者は各自の事情により「標準税率法」または「累進税率法」のうち、自身に有利な計算方法で個人所得税を計算することができます。

	状況 1		状況 2	
	標準税率法	累進税率法	標準税率法	累進税率法
月間給与	75,000	75,000	35,000	35,000
年間給与	900,000	900,000	420,000	420,000
課税所得額	840,000	840,000	360,000	360,000

個人所得税納税金額	208,080	208,080	58,080	58,080
試算税額 (標準税率法または累進税率法)	126,000	135,000	54,000	53,400
個人所得税補助金	82,080	73,080	4,080	4,680
実際税率	14%	15%	12.86%	12.71%
比較	より有利			より有利

- 注:
1. 本例では、境外適格者が香港人で、深センの税務居住者で深センでフルタイム勤務・納税し、所得は給与のみと想定している。
 2. 課税所得額の算出は、専項控除費用と専項付加控除費用を考慮していない。
 3. 「累進税率法」で算出された試算税額は原始収入を基に計算され、香港税法により規定された控除費用、免税額、税金減免を考慮していない。
 4. 本例は理論的説明のためのもので、実務上の具体的計算ではない。

お問い合わせ

本稿で取り上げられた問題が貴社の業務に与える影響をより深く理解するために、ご意見をお聞かせください。

PwC粵港澳大湾区税務・ビジネスコンサルティングチーム

李尚義*
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏**
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

深セン市

江凱
+852 2289 5659
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

広州市

覃宇
+86 (20) 3819 2191
ingrid.qin@cn.pwc.com

珠海市

王舜宜***
+86 (755) 8261 8267
rebecca.sy.wong@cn.pwc.com

曾惠賢****

+86 (755) 8261 8383
catherine.tsang@cn.pwc.com

陈剛*****

+86 (20) 3819 2566
gang.chen@cn.pwc.com

惠州市

関治平
+86 (755) 8261 8008
danny.t.kwan@cn.pwc.com

江門市

李志雲
+86 (20) 3819 2062
kelvin.lee@cn.pwc.com

佛山市

陳剛
+86 (20) 3819 2566
gang.chen@cn.pwc.com

肇慶市

許曉揚
+86 (20) 3819 2193
janet.xu@cn.pwc.com

中山市

李志雲
+86 (20) 3819 2062
kelvin.lee@cn.pwc.com

东莞市

李瑋嘉
+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

- * 中国南部及び香港税務統括パートナー
** 中国南部税務統括パートナー
*** 広東自由貿易区横琴エリア税務パートナー
**** 広東自由貿易区前海蛇口エリア税務パートナー
***** 広東自由貿易区南沙エリア税務パートナー



PwC個人所得税サービスチーム

林灿燊

+852 2289 5528

+86 (20) 3819 6308

louis.cs.lam@hk.pwc.com

許惠君

+86 (20) 3819 2866

monica.hj.xu@cn.pwc.com



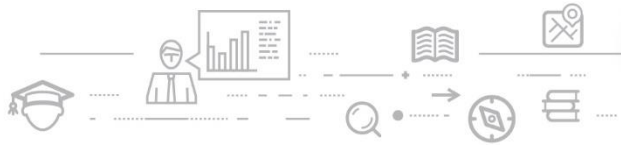
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwCクライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2020年7月8日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは高質のプロフェッショナルサービスを提供することでPwCの専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びにPwCに関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
+86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

深圳人才补贴政策出台， 助力粤港澳大湾区人才流动

新知
中国税务/商务专业服务
二零二零年七月
第十六期

摘要

《财政部、税务总局关于粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（财税[2019]31号，以下简称“财税31号文”）提出“广东省、深圳市按内地与香港个人所得税税负差额，对在大湾区工作的境外（含港澳台，下同）高端人才和紧缺人才给予补贴，该补贴免征个人所得税。”为落实31号文的这一优惠政策，2020年3月17日，深圳市人力资源和社会保障局、深圳市科技创新委员会、深圳市财政局、国家税务总局深圳市税务局联合发布了期待已久的《关于落实粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（深人社规[2020]4号，以下简称“深人社规4号文”），是深圳结合本地的实际情况制定的落实政策。6月30日，深圳市人力资源和社会保障局、深圳市科技创新委员会和深圳市财政局出台《深圳市境外高端人才和紧缺人才2019年纳税年度个人所得税财政补贴申报指南》（以下简称“申报指南”），《申报指南》就深人社规4号文的规定作出了进一步的解释，并就补贴申报的具体程序给出了指引。深人社规4号文和《申报指南》的出台标志着大湾区个人所得税补贴政策在深圳落地实施。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们会对深人社规4号文和《申报指南》的主要内容进行分析并分享我们的观察。

详细内容

深人社规4号文

深人社规4号文基于31号文的精神，对在深圳工作的境外（含港澳台）高端人才和紧缺人才（以下简称“境外合格人才”或“申报人”），按内地与香港个人所得税税负差额给予补贴，并对补贴免征个人所得税。深人社规4号文对在深圳纳入差额补贴的个人所得收入范围、可享受补贴的境外合格人才的条件、补贴计算方法、补贴来源、后续监管等方面提出更加细化的措施，具体如下：

- 1. 纳入差额补贴的个人所得收入范围：**纳入差额补贴的个人所得主要包括工作性、劳动性所得，即 1) 工资、薪金所得；2) 劳务报酬所得；3) 稿酬所得；4) 特许权使用费所得和 5) 经营所得。此外，入选人才工程或人才项目获得的补贴性所得也纳入补贴范围。
- 2. 确定可享受补贴的境外高端人才和紧缺人才的条件：**深人社规4号文对可享受补贴的人才的条件分为基本条件及必要条件两部分进行认定。两个条件需要同时符合才能享受。

- 基本条件需全部满足：
 - 1) 香港、澳门永久性居民，取得香港入境计划（优才、专业人士及企业家）的香港居民，赴港澳定居的内地居民（已注销内地户籍），台湾地区居民，已纳税所得额达到限额的外国国籍人士¹，取得国外长期居留权的回国留学人员和海外华侨；
 - 2) 在深圳市的用人单位工作，并在深圳依法纳税；
 - 3) 遵守法律法规、科研伦理和科研诚信。
- 必要条件只需选择其中一项符合：
 - 1) 国家、省、市重大人才工程入选者，取得广东省“人才优粤卡”、外国人工作许可证（A类、B类）或外国高层次人才确认函的人才，以及国家、省、市认定的其他境外高层次人才；
 - 2) 国家级、省级或市级重大创新平台的科研团队成员和中层以上管理人才；
 - 3) 高等院校、科研机构、医院等相关机构中的科研技术团队成员，中层以上管理人员或承担市级以上在研重大纵向课题的团队成员，以及市级以上重点学科、重点专科等带头人；
 - 4) 经认定的总部企业、世界五百强企业及其分支机构和深圳市高新技术企业、大型骨干企业、上市企业以及入库培育企业、高成长性科技创新型中小企业的中层以上管理人员、科研团队成员、技术技能骨干和优秀青年人才；
 - 5) 在深圳市重点发展产业、重点领域就业创业的中层以上管理人员、科研团队成员、技术技能骨干和优秀青年人才。

3. 明确个人所得税补贴计算方法：在深圳工作的境外高端人才和紧缺人才，按内地与香港个人所得税税负差额给予补贴，补贴金额根据个人所得项目，按照分项计算（综合所得进行综合计算）、合并补贴的方式进行，该补贴免征个人所得税。具体计算方法如下：

内地与香港个人所得税税负差额=申报人已纳税额-测算税额

测算税额按以下方法计算：

2019 年纳税年度	测算税额 = 应纳税所得额 x15%（标准税率法）
2020 年及以后年度	测算税额 = 应纳税所得额 x15%（标准税率法） 或 测算税额 = 申报人的原始收入 ² 按照香港税法计算的应纳税额（累进税率法）

4. 施行日期：深圳的人才个税补贴政策适用于 2019 至 2023 纳税年度。

《申报指南》

《申报指南》就深人社规 4 号文的规定作出了进一步的解释，包括境外合格人才从事的具体行业、身份条件、工作条件、资质、科研诚信等方面的要求，以及申报审核、补贴发放程序等。

根据《申报指南》，申报人与深圳市用人单位有劳动（聘用）关系，或者申报人的境外雇主与深圳市接收单位签订了派遣合同，或申报人在深圳提供独立个人劳务都属于在深圳市工作。

《申报指南》明确申报人在 2019 年度内，需在深圳市的工作天数累计满 90 天。对于在深圳已纳税额大于“应纳税所得额×15%”的境外合格人才都可以申请补贴（对于外国国籍人士的申报人，还需额外满足在深圳应纳税所得额达到人民币 50 万元及以上的条件）。申报人可根据 2019 年个人所得税汇算清缴的结果，于 2020 年 8 月 1 日至 2020 年 8 月 31 日期间在申报系统提出补贴申请。对符合补贴条件而未在本年度规定时间内提出申请的，可在下一年度的补贴申请期限内提出补办申请。再次逾期的，不予受理和补贴。

注意要点

深人社规 4 号文和《申报指南》的发布完成了粤港澳大湾区个人所得税优惠政策在九市落地的重要的一块拼图³。随着 2019 年个人所得税汇算清缴结束，除深圳外，广州、珠海、佛山、惠州、江门、肇庆、东莞也已陆续就 2019 年度享受个税补贴的人才认定和申报操作出台了具体指引。

深圳和其他八个城市出台的人才个税补贴政策相比，在人才的认定条件和补贴计算方法等方面都有一定的差别。尤其是补贴计算方法方面，其他八个城市参照粤财税 2 号文，补贴金额为申报人在当地缴纳的个人所得税已缴税额超过其按应纳税所得额的 15%计算的税额部分。而深圳则规定申报人 2019 年纳税年度也统一使用 15%的标准

税率法计算补贴，但还允许申报人在 2020 年及以后年度可以选择“累进税率法”计算补贴，即按照香港税法（累进税率 2%-17%）计算的应纳税额申请补贴，纳税人可按照实际情况选择对自己更有利的计算方法申报个税补贴。当然，粤财税 2 号文自 2019 年 1 月 1 日起试行一年，2020 年及以后年度可能也会有进一步的优化。

此外，深圳并未就“累进税率法”计算方法做进一步的规范（例如是否计算扣除项目等）。我们在附录提供了简单的计算示例，以说明深圳的两种个税补贴政策的理论上的影响，实际操作中的计算方法需待进一步明确。

另外，深圳市《申请指南》中明确规定，在 2020 年度未享受深圳市产业发展与创新人才奖、深圳人才发展引导专项资金、深圳总部企业人才扶持资金的纳税人，才可以申报 2019 纳税年度的境外高端人才和紧缺人才个人所得税财政补贴。因此，如同时符合各类优惠政策条件的人才可能需要考量不同补贴的力度和申请便利程度等因素，选择最优方案。

粤财税 2 号文提出对两处以上取得所得的人才，补贴按属地原则合理分担，深人社规 4 号文并没有对“两处以上取得所得”进行规定。申请人若同时从深圳和其他八个城市中的一个或多个城市取得所得，并均符合当地的补贴条件，要如何提交申请、如何确定具体的分担办法和比例，都是需要进一步明确的问题。

2019 年度是粤港澳大湾区个税优惠政策正式落地的第一年，对粤港澳大湾区吸引人才、广聚英才会起到积极的引导和推动作用。我们希望珠三角九市能结合本次的补贴申请情况，并综合各市的实际情况，及时就政策不明确的地方作出规定，并适时调整政策，切实为境外人才降低实际税负水平。企业和个人也应密切留意大湾区内的政策动向，对人才调派、税务、薪酬及与整体业务的适配性作充分考量，充分享受政策红利。

注释

1. 《申报指南》进一步明确：外国国籍人士的申报人在深圳应纳税所得额达到人民币 50 万元及以上
2. 不包括符合香港税法所规定的免税条件、雇员以非现金形式或实报实销的形式获得的福利
3. 珠三角九市中除了深圳外的其他八个城市（广州、中山、江门、东莞、珠海、肇庆、惠州、佛山、江门）于 2019 年下半年都已陆续公布了本市的落地政策。我们在此前的一系列《中国税务/商务新知》中分别就粤财税 2 号文和广州、江门、中山的人才个税补贴措施的重点内容做了分享。详情请参见《中国税务/商务新知》2019 年第 20 期和第 28 期。

附录

2020 及以后纳税年度，申报人可根据实际情况，选择“标准税率法”或“累进税率法”中对自己较为有利的计算方法计算个税补贴金额：

	情况 1		情况 2	
	标准税率法	累进税率法	标准税率法	累进税率法
每月工资薪金	75,000	75,000	35,000	35,000
年度工资薪金	900,000	900,000	420,000	420,000
应纳税所得额	840,000	840,000	360,000	360,000
应纳个人所得税	208,080	208,080	58,080	58,080
测算税额 (标准税率法或累进税率法)	126,000	135,000	54,000	53,400
个税补贴	82,080	73,080	4,080	4,680
实际税率	14%	15%	12.86%	12.71%
比较	更有利			更有利

- 注：
1. 本示例假设境外合格人士为香港人，是深圳的税收居民在深圳全职工作并纳税，该香港人只取得工资薪金收入。
 2. 应纳税所得额的计算未考虑专项扣除费用和专项附加扣除费用。
 3. 以“累进税率法”计算的测算税额以原始收入进行计算，未考虑任何香港税法所规定的扣除费用、免税额、税款宽免。
 4. 本示例只做理论说明，不代表实际操作中的具体计算。

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

普华永道粤港澳大湾区税务及商务咨询团队

李尚义*	倪智敏**
+86 (755) 8261 8899	+852 2289 5616
charles.lee@cn.pwc.com	jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

深圳市

江凯
+852 2289 5659
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

曾惠贤****
+86 (755) 8261 8383
catherine.tsang@cn.pwc.com

惠州市

关治平
+86 (755) 8261 8008
danny.t.kwan@cn.pwc.com

肇庆市

许晓扬
+86 (20) 3819 2193
janet.xu@cn.pwc.com

广州市

覃宇
+86 (20) 3819 2191
ingrid.qin@cn.pwc.com

陈刚*****
+86 (20) 3819 2566
gang.chen@cn.pwc.com

江门市

李志云
+86 (20) 3819 2062
kelvin.lee@cn.pwc.com

中山市

李志云
+86 (20) 3819 2062
kelvin.lee@cn.pwc.com

珠海市

王舜宜***
+86 (755) 8261 8267
rebecca.sy.wong@cn.pwc.com

佛山市

陈刚
+86 (20) 3819 2566
gang.chen@cn.pwc.com

东莞市

李玮嘉
+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

- * 中国南部及香港税务主管合伙人
- ** 中国南部税务主管合伙人
- *** 广东自贸区横琴片区税务合伙人
- **** 广东自贸区前海蛇口片区税务合伙人
- ***** 广东自贸区南沙片区税务合伙人

普华永道个人所得税服务团队

林灿燊	许惠君
+852 2289 5528	+86 (20) 3819 2866
+86 (20) 3819 6308	monica.hj.xu@cn.pwc.com
louis.cs.lam@hk.pwc.com	



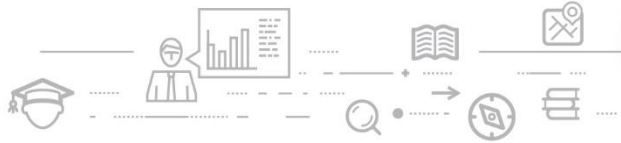
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2020年7月8日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。普华永道中国税收政策服务是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com